

平成26事務年度 法人税等の調査事績の概要

平成27年11月
関東信越国税局

関東信越国税局は、適正かつ公平な課税を実現するため、税金の申告・納付に関する的確な指導を行うとともに、不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、さまざまな角度から厳正な調査を実施しています。

平成26事務年度における法人税等の調査については、社会・経済情勢の変化を踏まえつつ、消費税還付申告法人事案や無申告法人事案、海外取引法人事案に重点的に取り組むなど、波及効果の高い調査の実施に努めました。

I 調査事績の概要

- 1 平成26事務年度における法人税・法人消費税の調査事績の概要
- 2 平成26事務年度における源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 無申告法人に対する取組
- 3 海外取引法人等に対する取組（法人税）
- 4 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

III 参考計表

- 1 平成26事務年度における法人税・法人消費税の調査事績
- 2 平成26事務年度における源泉所得税等の調査事績

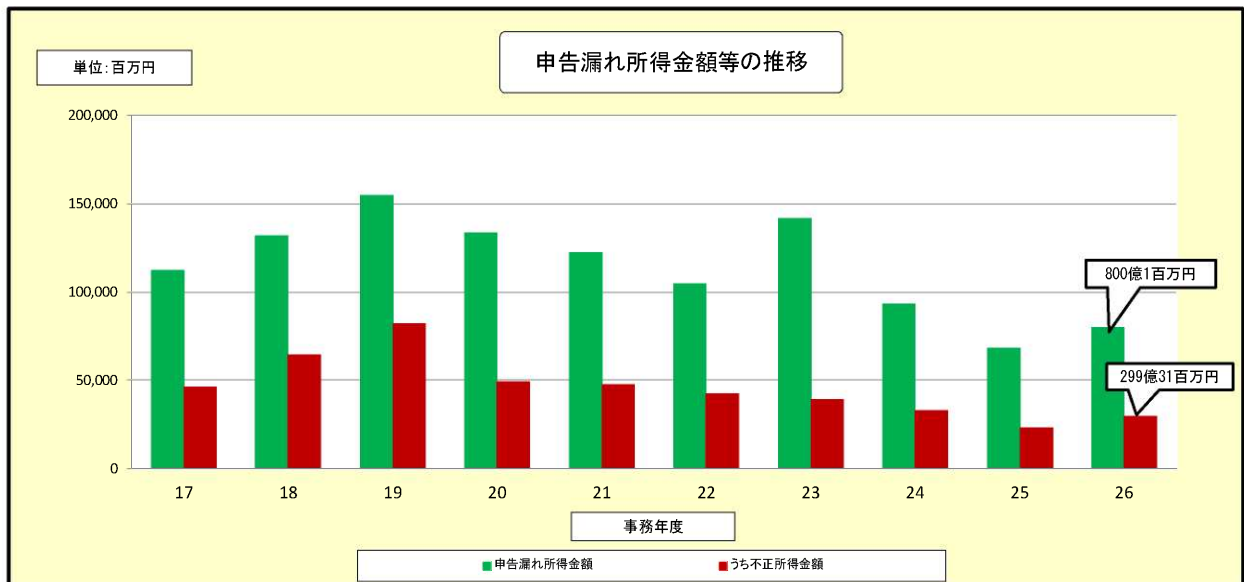
I - 1 平成26事務年度における法人税・法人消費税の調査事績の概要

1 法人税の調査事績の概要

- ・ 平成26事務年度においては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人12,171件（前年対比105.3%）について実地調査を実施しました。
- ・ このうち、法人税の非違があった法人は9,344件（同106.1%）、その申告漏れ所得金額は、800億1百万円（同116.8%）、追徴税額は161億91百万円（同128.3%）となっています。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等		前年対比
	25	26	
実地調査件数	11,556 件	12,171 件	105.3 %
非違があった件数	8,806 件	9,344 件	106.1 %
うち不正計算があった件数	2,146 件	2,568 件	119.7 %
申告漏れ所得金額	68,503 百万円	80,001 百万円	116.8 %
うち不正所得金額	23,222 百万円	29,931 百万円	128.9 %
調査による追徴税額	12,622 百万円	16,191 百万円	128.3 %
調査1件当たりの申告漏れ所得金額	5,928 千円	6,573 千円	110.9 %
不正1件当たりの不正所得金額	10,821 千円	11,655 千円	107.7 %
調査1件当たりの追徴税額	1,092 千円	1,330 千円	121.8 %



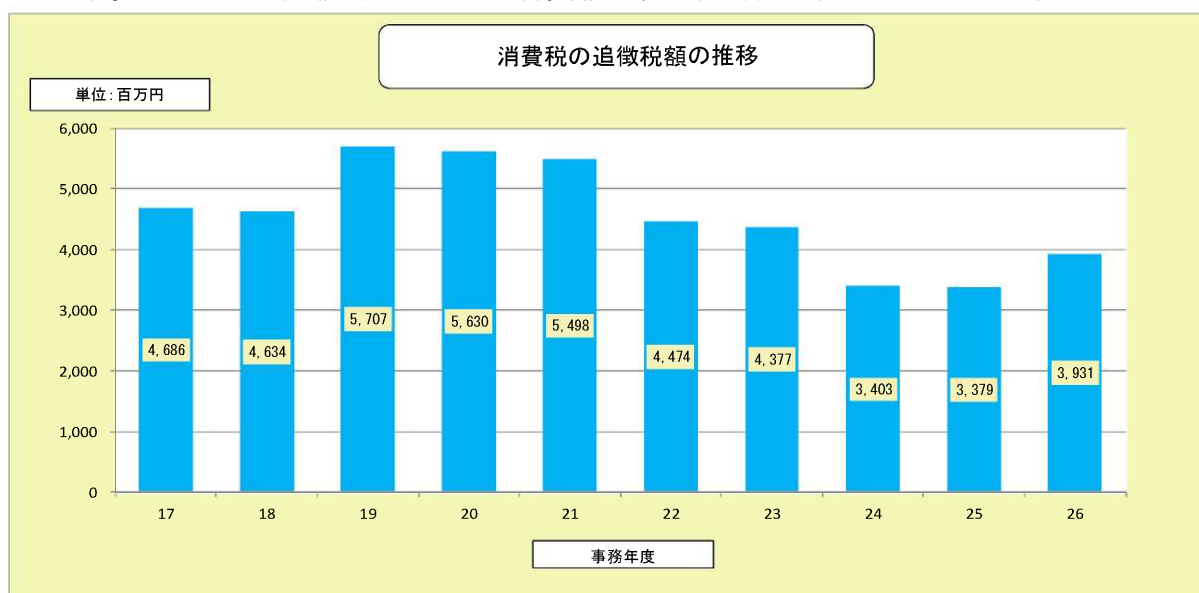
2 法人消費税の調査事績の概要

- ・ 平成26事務年度においては、法人消費税について、法人税との同時調査等として11,753件（前年対比105.9%）の实地調査を実施しました。
- ・ このうち、消費税の非違があった法人は7,037件（同106.8%）、その追徴税額は39億31百万円（同116.3%）となっています。

○ 法人消費税の实地調査の状況

項目	事務年度等		前年対比
	25	26	
実地調査件数	11,101 件	11,753 件	105.9 %
非違があった件数	6,589 件	7,037 件	106.8 %
うち不正計算があった件数	1,773 件	2,148 件	121.2 %
調査による追徴税額	3,379 百万円	3,931 百万円	116.3 %
うち不正計算に係る追徴税額	1,055 百万円	1,741 百万円	165.0 %
調査1件当たりの追徴税額	304 千円	334 千円	109.9 %
不正1件当たりの追徴税額	595 千円	811 千円	136.3 %

（注）調査による追徴税額には地方消費税（譲渡割額）が含まれています。



I-2 平成26事務年度における源泉所得税等の調査事績の概要

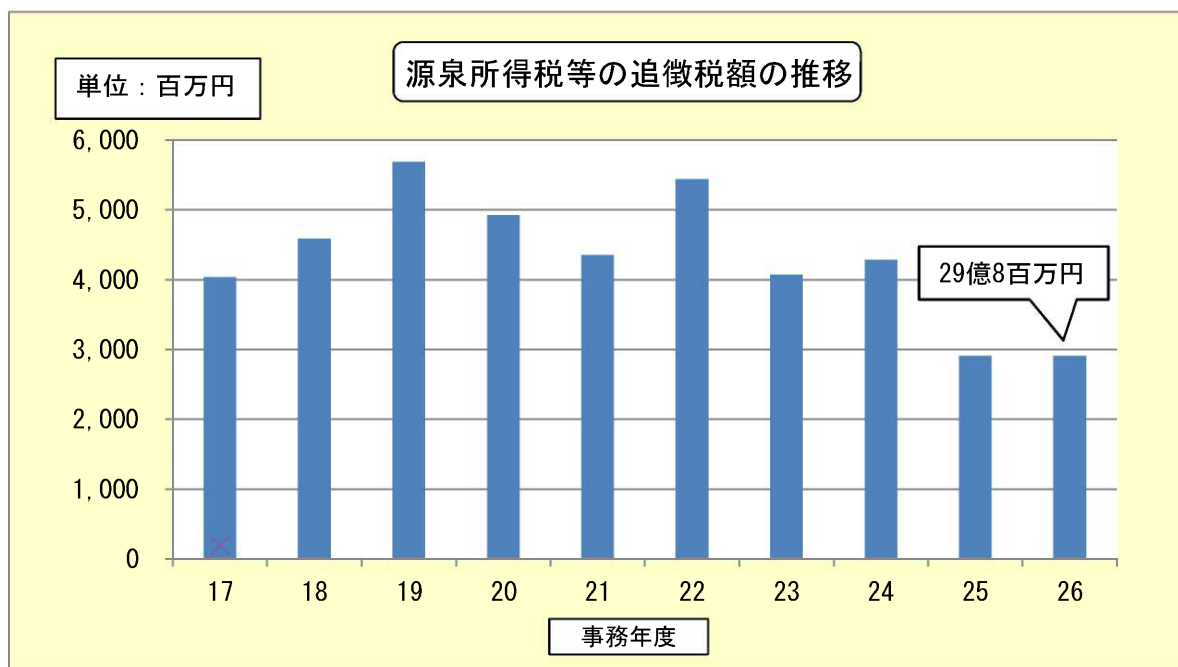
○ 源泉所得税等の調査事績の概要

- ・ 平成26事務年度においては、14,686件（前年対比97.9%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。
- ・ このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は4,391件（同106.4%）で、その追徴税額は29億8百万円（同99.9%）となっています。

（注） 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等		
	25	26	前年対比
実地調査件数	14,998件	14,686件	97.9%
非違があった件数	4,126件	4,391件	106.4%
うち重加算税適用件数	395件	476件	120.5%
調査による追徴税額	2,912百万円	2,908百万円	99.9%
うち重加算税適用追徴税額	535百万円	465百万円	86.9%
調査1件当たりの追徴税額	194千円	198千円	102.1%



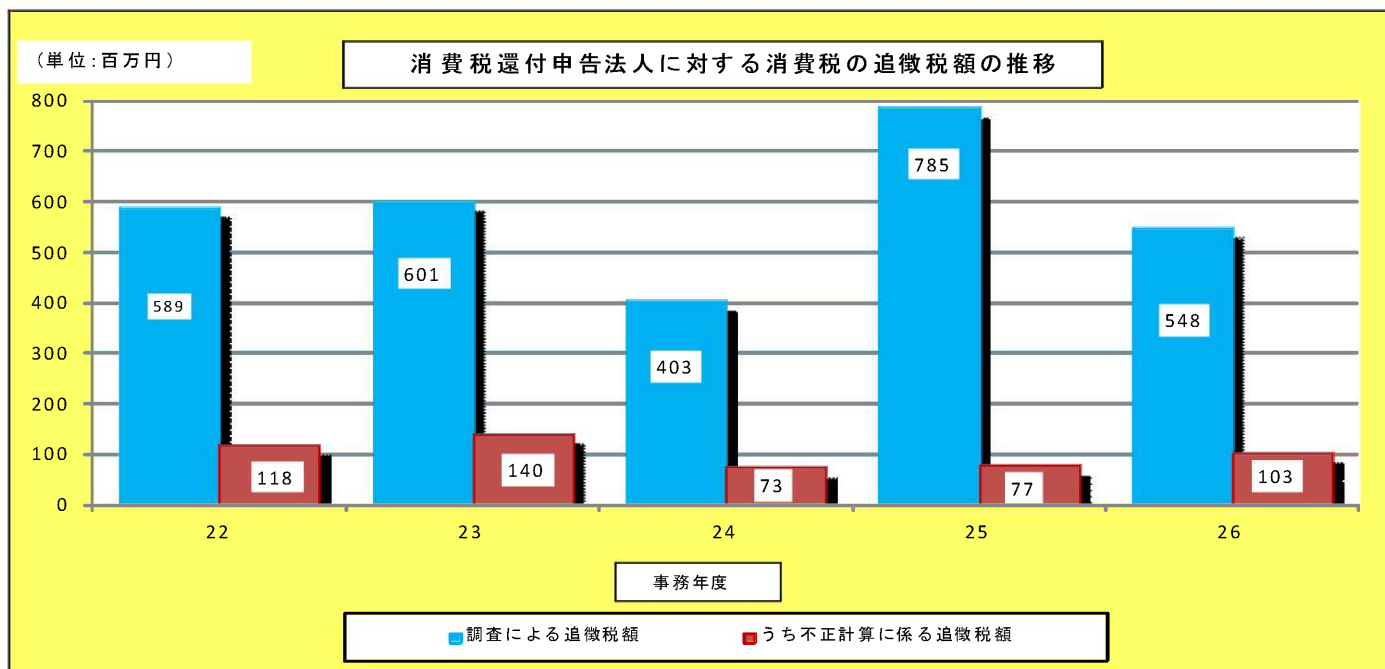
Ⅱ - 1 消費税還付申告法人に対する取組

～不正に還付申告を行っていた法人から1億3百万円を追徴～

- 消費税は、預り金的性格を有するため、適正な税務執行が一層求められています。
- 特に、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得るケースも見受けられるため、こうした不正還付等を行っていると認められる法人を的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 平成26事務年度においては、消費税還付申告法人915件（前年対比132.8%）に対し実地調査を実施し、消費税5億48百万円（同69.8%）を追徴課税しました。また、そのうち103件（同132.1%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、1億3百万円（同133.8%）を追徴課税しました。

○消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等					前年対比
	22	23	24	25	26	
実地調査件数	739 件	779 件	573 件	689 件	915 件	132.8 %
非違があった件数	472 件	481 件	349 件	401 件	503 件	125.4 %
うち不正計算があった件数	112 件	98 件	69 件	78 件	103 件	132.1 %
調査による追徴税額	589 百万円	601 百万円	403 百万円	785 百万円	548 百万円	69.8 %
うち不正計算に係る追徴税額	118 百万円	140 百万円	73 百万円	77 百万円	103 百万円	133.8 %



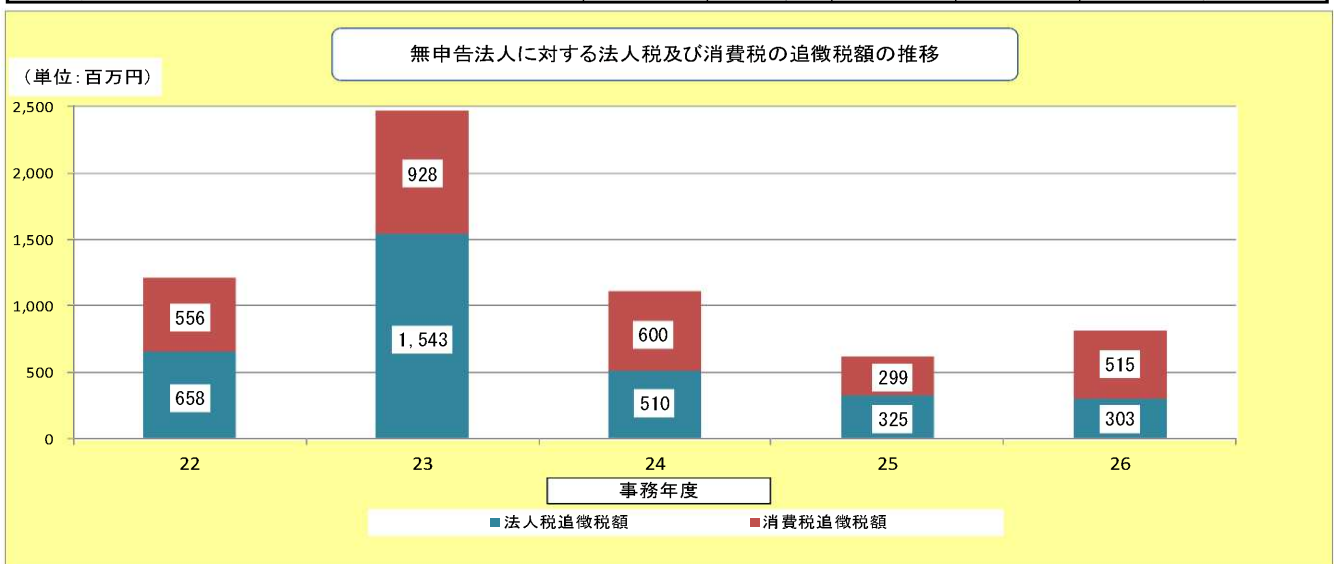
II-2 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から8億18百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、関東信越国税局では、こうした稼働無申告法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 平成26事務年度においては、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税3億3百万円（前年対比93.2%）、消費税5億15百万円（同172.2%）、合わせて8億18百万円（同131.1%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税1億95百万円（同100.5%）、消費税1億73百万円（同288.3%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等					前年対比
		22	23	24	25	26	
法人税	実地調査件数	378	568	372	261	275	105.4%
	うち意図的な無申告法人を把握した件数	61	86	48	23	35	152.2%
	追徴税額	658	1,543	510	325	303	93.2%
	うち意図的な無申告法人に係る追徴税額	489	1,105	313	194	195	100.5%
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
消費税	実地調査件数	296	415	291	221	223	100.9%
	うち意図的な無申告法人を把握した件数	51	71	32	16	31	193.8%
	追徴税額	556	928	600	299	515	172.2%
	うち意図的な無申告法人に係る追徴税額	230	342	175	60	173	288.3%
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
追徴税額合計		1,214	2,471	1,110	624	818	131.1%
うち意図的な無申告法人に係る追徴税額		719	1,447	488	254	368	144.9%
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%



Ⅱ - 3 海外取引法人等に対する取組（法人税）

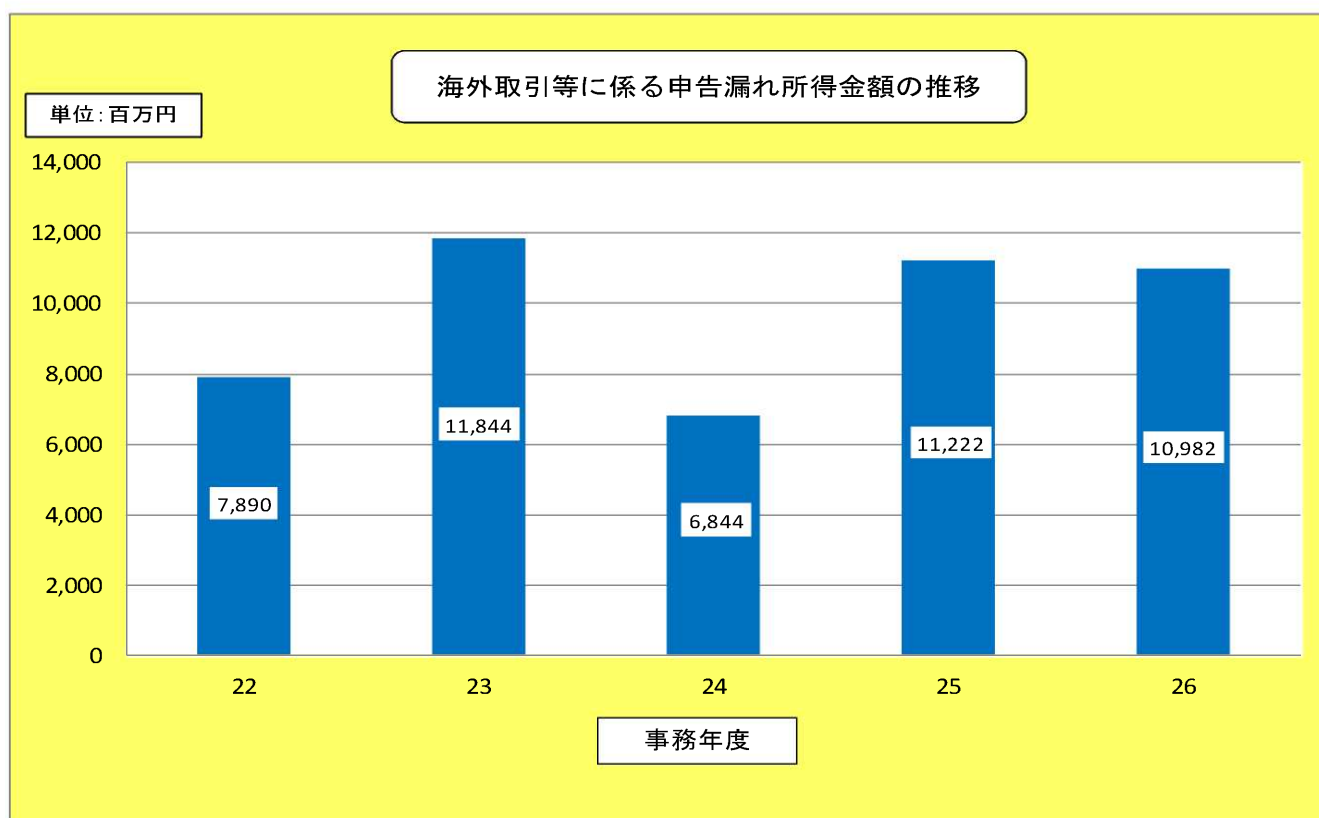
～ 海外取引等に係る調査で109億82百万円の申告漏れを把握 ～

○ 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先からの売上を除外するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。

○ 平成26事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を1,136件（前年対比106.8%）実施し、このうち海外取引等に係る非違があったものを348件（同103.0%）、申告漏れ所得金額を109億82百万円（同97.9%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目	事務年度等					前年対比
	22	23	24	25	26	
実地調査件数	924 件	1,103 件	987 件	1,064 件	1,136 件	106.8 %
海外取引等に係る非違があった件数	315 件	325 件	320 件	338 件	348 件	103.0 %
うち不正計算があった件数	65 件	50 件	38 件	23 件	31 件	134.8 %
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	7,890 百万円	11,844 百万円	6,844 百万円	11,222 百万円	10,982 百万円	97.9 %
うち不正所得金額	1,438 百万円	1,482 百万円	1,224 百万円	846 百万円	791 百万円	93.5 %
調査1件当たりの海外取引等に係る申告漏れ所得金額	8,539 千円	10,738 千円	6,935 千円	10,547 千円	9,667 千円	91.7 %



II-4 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～海外取引等に係る源泉所得税等で3億7百万円を追徴～

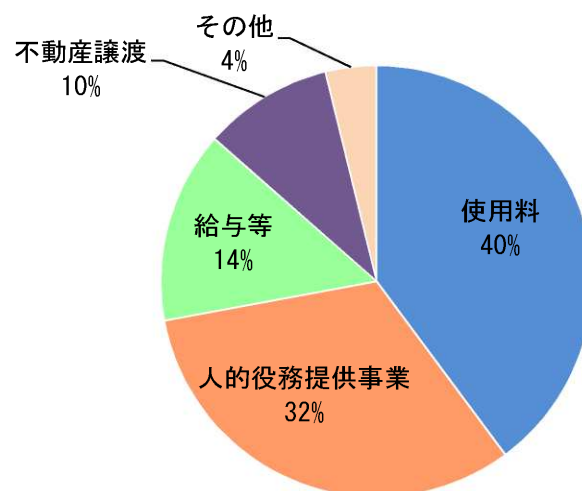
- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、関東信越国税局では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- こうした中で、外国法人に対する工業所有権の使用料の支払について、源泉徴収を行っていなかった事例などが見受けられました。
- 平成26事務年度の調査においては、使用料や人的役務提供事業などについて源泉所得税等の課税漏れを124件（前年対比119.2%）把握し、3億7百万円（同149.8%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等					前年対比
	22	23	24	25	26	
非違があった件数	124 件	151 件	116 件	104 件	124 件	119.2 %
調査による追徴本税額	174 百万円	208 百万円	385 百万円	205 百万円	307 百万円	149.8 %

海外取引等に係る源泉所得税等の非違（追徴本税額）の内訳

（26事務年度）



追徴本税額（300万円以上）内訳

Ⅲ 参考計表

1 平成26事務年度における法人税・法人消費税の調査事績

別表1

法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		25		26			
		件数等	前年対比	件数等	前年対比				
実地調査件数	1	件	%	件	%	11,556	103.1	12,171	105.3
非違があった件数	2	件	%	件	%	8,806	102.0	9,344	106.1
うち不正計算があった件数	3	件	%	件	%	2,146	95.4	2,568	119.7
申告漏れ所得金額	4	百万円	%	百万円	%	68,503	73.6	80,001	116.8
うち不正所得金額	5	百万円	%	百万円	%	23,222	70.2	29,931	128.9
調査による追徴税額	6	百万円	%	百万円	%	12,622	78.3	16,191	128.3
うち加算税額	7	百万円	%	百万円	%	2,084	70.8	2,736	131.3
不正発見割合(3/1)	8	%	ポイント	%	ポイント	18.6	▲1.5	21.1	2.5
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円	%	千円	%	5,928	71.4	6,573	110.9
不正申告1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円	%	千円	%	10,821	73.5	11,655	107.7
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円	%	千円	%	1,092	75.9	1,330	121.8

別表2

法人消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		25		26			
		件数等	前年対比	件数等	前年対比				
実地調査件数	1	件	%	件	%	11,101	103.7	11,753	105.9
非違があった件数	2	件	%	件	%	6,589	102.7	7,037	106.8
うち不正計算があった件数	3	件	%	件	%	1,773	98.4	2,148	121.2
調査による追徴税額	4	百万円	%	百万円	%	3,379	99.3	3,931	116.3
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円	%	百万円	%	1,055	78.9	1,741	165.0
うち加算税額	6	百万円	%	百万円	%	562	91.5	707	125.8
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	7	千円	%	千円	%	304	95.6	334	109.9
不正1件当たりの追徴税額(3/5)	8	千円	%	千円	%	595	80.2	811	136.3

(注)調査による追徴税額には地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

別表3

(1) 不正発見割合の高い10業種(法人税)

順位	業種目	項目		前年順位
		不正発見割合	不正1件当たり不正所得金額	
1	バー、キャバクラ等	67.6	40,458	-
2	石材販売加工等	39.1	13,140	1
3	パチンコ	37.0	13,471	-
4	居酒屋、大衆酒場等	36.5	8,897	-
5	採石、砂・砂利採取	30.6	6,680	6
6	書籍、雑誌販売	29.5	7,158	7
7	土木工事	28.5	6,461	5
8	貨物自動車運送	27.6	14,652	9
9	一般土木建築工事	27.2	10,075	2
10	再生資源	25.9	12,461	-

(注)調査課所管法人に係る計数を除いています。

(2) 不正1件当たりの不正所得金額の大きな10業種 (法人税)

順位	業種目	項目		前年順位
		不正1件当たり不正所得金額	不正発見割合	
1	バー、キャバクラ等	40,458	67.6	-
2	医薬品小売業	17,708	17.7	-
3	廃棄物処理	17,613	23.2	3
4	貨物自動車運送	14,652	27.6	6
5	パチンコ	13,471	37.0	8
6	石材販売加工等	13,140	39.1	9
7	再生資源	12,461	25.9	-
8	産業用電気機械器具製造	11,469	17.7	-
9	電気・通信工事	11,303	25.6	-
10	職別土木建築工事	10,225	25.6	-

(注)調査課所管法人に係る計数を除いています。

別表4

(1)無所得申告法人に対する法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		25		26	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 4,682	% 96.0	件 4,708	% 100.6		
非違があった件数	2	件 3,477	% 94.1	件 3,532	% 101.6		
うち不正計算があった件数	3	件 1,061	% 93.2	件 1,234	% 116.3		
申告漏れ所得金額	4	百万円 30,656	% 54.6	百万円 31,527	% 102.8		
うち不正所得金額	5	百万円 11,821	% 58.7	百万円 14,537	% 123.0		
調査による追徴税額	6	百万円 1,831	% 36.8	百万円 2,905	% 158.7		
うち加算税額	7	百万円 388	% 37.0	百万円 646	% 166.5		
有所得転換件数	8	件 615	% 106.6	件 655	% 106.5		
不正発見割合(3/1)	9	% 22.7	ポイント ▲0.6	% 26.2	ポイント 3.5		
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	10	千円 6,548	% 56.9	千円 6,696	% 102.3		
不正申告1件当たりの不正所得金額(5/3)	11	千円 11,141	% 63.0	千円 11,780	% 105.7		
有所得転換割合(8/1)	12	% 13.1	ポイント 1.3	% 13.9	ポイント 0.8		

(2)無所得申告法人に対する法人消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		25		26	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 4,485	% 96.8	件 4,505	% 100.4		
非違があった件数	2	件 2,720	% 95.6	件 2,786	% 102.4		
うち不正計算があった件数	3	件 900	% 96.4	件 1,057	% 117.4		
調査による追徴税額	4	百万円 1,253	% 92.9	百万円 1,334	% 106.5		
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 408	% 58.3	百万円 632	% 154.9		
うち加算税額	6	百万円 219	% 89.0	百万円 237	% 108.2		
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	7	千円 279	% 95.9	千円 296	% 106.1		
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	8	千円 453	% 60.5	千円 598	% 132.0		

2 平成26事務年度における源泉所得税等の調査事績

別表1

実地調査の状況

項目		事務年度等		25		26	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	467,876	99.4	466,131	99.6		
実地調査件数	2	14,998	87.5	14,686	97.9		
非違があった件数	3	4,126	92.6	4,391	106.4		
うち重加算税適用件数	4	395	72.9	476	120.5		
調査による追徴税額	5	2,912	68.0	2,908	99.9		
うち重加算税適用追徴税額	6	535	62.2	465	86.9		
調査1件当たりの追徴税額	7	194	77.6	198	102.1		

(参考)

調査による追徴税額の状況

項目		事務年度等		25		26	
		税額	前年対比	税額	前年対比		
本 税 額	給与所得	2,120	68.1	2,103	99.2		
	退職所得	23	71.9	43	186.9		
	利子所得等	107	2,675.0	1	0.5		
	配当所得	18	22.2	37	203.0		
	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得	0	-	0	-		
	報酬料金等所得	131	65.8	130	99.3		
	非居住者等所得	205	53.2	307	149.8		
	計	2,605	68.3	2,620	100.6		
加算税額	307	65.0	287	93.6			
合計	2,912	68.0	2,908	99.9			

(注) 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれています。

別表2

公益法人等の源泉徴収義務者数(給与所得)

項目		事務年度等		平成26年6月30日現在		平成27年6月30日現在	
		件数	前年対比	件数	前年対比		
公益法人等合計	1	13,992	100.2	14,050	100.4		
宗教法人	2	4,898	100.3	4,935	100.8		
財団・社団法人	3	1,017	99.6	1,030	101.3		
社会福祉法人	4	2,748	100.5	2,761	100.5		
学校法人	5	1,030	99.2	1,019	98.9		
その他	6	4,299	100.2	4,305	100.1		

別表3

公益法人等の源泉所得税等の実地調査の状況

項目		25		26	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	506	96.2	546	107.9
非違があった件数	2	405	95.1	445	109.9
調査による追徴税額	3	476	77.9	372	78.0
非違割合(2/1)	4	80.0	▲1.0	81.5	1.5
非違1件当たりの追徴税額(3/2)	5	1,176	82.0	835	71.0

(注) 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれています。

別表4

公益法人等の源泉所得税等の実地調査の非違割合

項目		25		26	
		割合	前年増減	割合	前年増減
公益法人等合計	1	80.0	▲1.0	81.5	1.5
宗教法人	2	79.1	▲3.9	80.1	1.0
財団・社団法人	3	87.5	16.1	82.4	▲5.1
社会福祉法人	4	78.1	1.2	80.6	2.5
学校法人	5	87.5	5.1	92.3	4.8
その他	6	88.5	15.8	90.0	1.5

別表5

公益法人等の源泉所得税等の実地調査の非違1件当たりの追徴税額

項目		25		26	
		税額	前年対比	税額	前年対比
公益法人等合計	1	1,176	82.0	835	71.0
宗教法人	2	1,345	85.9	921	68.5
財団・社団法人	3	3,181	226.7	1,505	47.3
社会福祉法人	4	373	25.6	499	126.0
学校法人	5	375	66.7	310	82.7
その他	6	2,160	161.7	1,333	61.7

(注) 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から、復興特別所得税が含まれています。